



案 2020 年 第 19 回全日本 49er クラス選手権大会

第 5 回全日本 49erFX クラス選手権大会

2020/10/10-10/11

NOTICE OF RACE

場 所: 神奈川県藤沢市江の島 湘南港ヨットハーバー沖
主 催: 日本 49er クラス協会
公 認: 公益財団法人日本セーリング連盟(2020-07)
競技種目: 49er 級、49erFX 級
協 賛: トヨタ自動車東日本株式会社(申請中)

1. 規則

- 1.1. セーリング競技規則 2017~2020(以下規則)を適用する。
- 1.2. 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。

2. 広告

艇は主催団体により選択され 支給された広告を表示するよう要求されることがある。

3. 参加資格および申込み

- 3.1. 2020 年度(財)日本セーリング連盟(以下 JSAF という)登録済の者。
- 3.2. 2020 年度日本 49er クラス協会会員登録を完了していること。
(当日加入可 3,500 円/1 名)
- 3.3. 参加資格のある選手は、参加申込書を 9 月 25 日(金)までに下記宛に Eメール添付し、エントリー登録する。また、公示 4 の必要な参加料を登録受付時に必要な参加料を支払うことにより、参加申込みする事ができる。
申込み先 49er クラス協会 事務局
E-mail : info(@)49er.jp (@)の()を削除して送信してください。
- 3.4. NoR3.3 に記載の締切日以降のレイトエントリーはレース委員会の裁量で受付ける。
なお、レイトエントリー艇については参加料に 1,000 円を加算する。

4. 参加料

- 4.1. 必要な参加料は 10,000 円/1 艇 とする。
- 4.2. ハーバー使用料は各自負担とする。

5. スケジュール

5.1.

Date	Event	Time
Day 10月10日(土)	登録受付・計測	0900-1030
	開会式・艇長会議	1030
	最初の予告信号予定時刻	1115
Day2 10月11日(日)	ブリーフィング	0930
	最初の予告信号予定時刻	1025
	閉会式	TBA

- 5.2. 本レガッタは 8 レースとし 1 日に実施するレース数は最大 5 レースとする。各日のレース数はレース委員会の裁量によるものとするが、最終日は 1430 より後のスタート予告信号を発しない。

6. 計測

- 6.1. 競技前の計測を実施する。
6.2. 艇または装備は、規則に従っていることを確認するために、いつでも検査されることがある。

7. 帆走指示書

帆走指示書は登録受付時に配布される。

8. 開催地

NoR Appendix A は、レガッタ・ハーバー及び、レース・エリアの場所を示す。

湘南港 江の島ヨットハーバー

〒251-0036 神奈川県藤沢市江の島1丁目12-2

Tel: 0466-25-2211 web: <http://enoshima-yacht-harbor.jp/>

9. コース

帆走するコースは次の通りである。

ウインドワード/リーワード・コース(ソーセージ・コース)とする。詳細は帆走指示書で示す。

10. ペナルティ方式

規則 44.1 を変更し、『2 回転ペナルティ』を『1 回転ペナルティ』に置き換える。

11. 得点

- 11.1. 付則 A の低得点方式を適用する。
11.2. 大会の成立には 2 レースを完了する事が必要である。
11.3. 艇のシリーズの得点は次の通りとする。これは規則 A2 を変更している。
11.3.1. 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
11.3.2. 5 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

12. 支援艇

- 12.1. 支援艇を出艇させる場合、受付登録時に登録しなければならない。
- 12.2. 支援艇はレスキューボートとみなされ、以下の条件を満たす場合のみ使用を許可する。
- 12.3. 常時は支援艇として航行範囲の制限を守り、レース委員会からレスキューボートとしての要請があればいつでもこれに応じる。この要請があった場合のみ制限範囲内への進入を認める。
- 12.4. 支援艇は、ヨットモーターボート保険(対人対物賠償責任保険及び搭乗者傷害保険)に加入していること。

13. 賞

1～3位に、賞状、盾(または相当品)を授与する。

14. 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送信、すべての艇が利用できない無線通信の受信をしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

15. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4[レースすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

16. 肖像権と電子機器

- 16.1. 選手は、本大会に参加することにより、大会期間中の選手または本大会における選手の装備に関する動画、スチール写真および撮影された映像またはその製版について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。
- 16.2. 艇は主催団体により選択され支給された電子機器を艇の指定された位置に搭載するよう要求されることがある。

General Information (Not part of the Notice of Race)

◆ 問い合わせ先

日本 49er 協会 関 一人 (kazuto seki)

E-mail : Kazutoseki1549@gmail.com

NoR Appendix

